保護者各位

社会福祉法人　和楽園

令和元年度法定代理受領通知について

平成27年4月1日に施行された子ども子育て支援新制度では、教育・保育給付認定を受けたお子さんが保育所や認定こども園を利用した場合に、その経費に対し給付費が支給されています。この給付費のことを「施設型給付費」といいます。

この「施設型給付費」は、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者の皆様に給付せずに市から利用施設へ直接支払う仕組み（法定代理受領）となっています。

国の定めにより、法定代理受領した施設型給付費の額を保護者の皆様に通知することとなっているため、下表のとおりお知らせいたします。

このお知らせは令和元年度における実績報告のため、この通知に基づいた保護者の皆様への給付や追加徴収などはありません。

なお、私立保育所に対しては、市から委託費として支払われるため、通知の対象外となります。

令和元年度　施設型給付費の額一覧表

（単位：円）

施設名	認定区分		年齢区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
認定東こども園	１号認定		３歳児	151,540	157,970	202,880	220,880	247,800	251,420	251,580	251,580	251,580	251,580	251,580	315,790
			４歳以上児	135,530	141,960	186,870	186,870	231,790	235,410	235,550	235,550	235,550	235,550	235,550	299,760
	２・３号認定	標準時間	０歳児	200,320	200,260	200,160	200,130	200,090	200,180	200,400	200,400	200,400	200,400	200,400	213,160
		短時間		—	—	—	—	—	—	194,410	194,410	194,410	194,410	194,410	207,170
		標準時間	１、２歳児	121,470	121,410	121,310	121,280	121,240	121,330	121,450	121,450	121,450	121,450	121,450	134,210
		短時間		115,490	115,430	115,330	115,300	115,260	115,350	115,460	115,460	115,460	115,460	115,460	128,220
		標準時間	３歳児	70,590	70,530	70,430	70,400	70,360	70,450	66,010	66,010	66,010	66,010	66,010	78,770
		短時間		64,610	64,550	64,450	64,420	64,380	64,470	60,020	60,020	60,020	60,020	60,020	72,780
		標準時間	４歳以上児	55,050	54,990	54,890	54,860	54,820	54,910	50,450	50,450	50,450	50,450	50,450	63,210
		短時間		49,070	49,010	48,910	48,880	48,840	48,930	44,460	44,460	44,460	44,460	44,460	57,220